

KPMG Insight

KPMG Newsletter
March 2015

会計基準情報 (2014.12-2015.1)



Volume 11

Volume 11

会計基準情報 (2014.12-2015.1)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準 Digest のうち、2014年12月分と、2015年1月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digest の本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準 Digest 2014/12、会計基準 Digest 2015/1を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I 日本基準

法令等の改正

1. 「会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布（平成27年1月23日）

本政令により、会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成27年5月1日とすることとされた。

あずさ監査法人の関連資料

- 会計・監査ニュースフラッシュ 2015/1/23
- 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/2

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

1. 改正実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」、及び改正実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」の公表（平成27年1月16日 ASBJ）

これらの改正実務対応報告は、平成26年度税制改正における地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用した場合における税効果会計に関して、地方法人税の取扱いを明確化している。

『本改正実務対応報告の内容』

- 連結納税主体における連結財務諸表上の取扱い
連結納税主体の連結財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、連結納税主体を一体として判断する旨の記載が追加された。
- 連結納税会社における個別財務諸表上の取扱い
連結納税会社の個別財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、連結納税会社ごとに計算される旨の記載が追加された。

本改正実務対応報告は、公表日以後適用される。その適用については、会計方針の変更とは取り扱わない。

あずさ監査法人の関連資料

- 会計・監査ニュースフラッシュ 2015/1/20

【公開草案】

1. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」等の公表（平成26年12月24日 ASBJ）

本公開草案は、平成26年3月26日付で、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等が改正されたことを受け、これまでに公表された会計基準のうち、単体開示の簡素化に関する開示項目の一部見直しを図ることを提案している。

コメントの締切りは平成27年2月24日である。

あづさ監査法人の関連資料
■会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/26

2.「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」の公表 (平成26年12月24日 ASBJ)

本公開草案は、平成24年1月31日付で厚生労働省から厚生労働省通知が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表の表示方法が変更されたことを受けて、現行の企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の定めのうち、その表示方法の変更に関する変更、主に複数事業主制度の注記内容に関する変更を提案している。

コメントの締切りは平成27年2月24日である。

あづさ監査法人の関連資料
■会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/26

3.「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の公表（平成26年12月24日 ASBJ）

本公開草案は、連結財務諸表の作成における、在外子会社の会計処理の当面の取扱いを定めることを目的とした、現行の実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の定めの一部を改正することを提案している。

具体的には、平成26年1月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応、及び平成25年9月に改正された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」への対応を行うための修正が提案されている。

コメントの締切りは平成27年2月24日である。

あづさ監査法人の関連資料
■会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/26

その他

1.「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案） 『コーポレートガバナンス・コード原案』」の公表（平成26年12月17日 金融庁及び東京証券取引所）

本コード（原案）は、平成26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた施策が盛り込まれたことを受けて、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバ

ンス・コードの策定に関する有識者会議」が設置され、そこでの議論を取りまとめたものである。

本コード（原案）は、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、同時に中長期の投資を促す効果をもたらすこと期待している。

本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域・社会等の立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識に基づき、本コード（原案）には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する以下の5つの基本原則が盛り込まれている。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務
5. 株主との対話

コメントの締切りは平成27年1月23日である。今後、本コード（原案）は、国内外からのコメントを受けて、東京証券取引所において関連する上場規則等の改正も行った上で、平成27年6月1日から適用することが想定されている。

本誌特集③「コーポレートガバナンス・コードを読み解く 第2回 諸外国におけるコーポレートガバナンスに係る議論との比較からみる日本のコーポレートガバナンス・コード」参照。

あづさ監査法人の関連資料
■会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/24

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、
■あづさ監査法人のウェブサイト（日本基準）へ

II 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準の設定を巡る動向

ASBは、2014年7月に修正国際基準に関する公開草案を公表し、2014年10月31日までコメントを募集していた。

2014年12月22日に第19回、2015年1月6日に第20回、19日に第21回のIFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という）が開催された。これらの作業部会では、前回に引き続き、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討した。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、
■ あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）へ

III IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS 解釈指針委員会）

【最終基準】

1. 「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂）」の公表（2014年12月18日 IASB）

本改訂により、IAS第1号「財務諸表の表示」の以下の論点に関する改訂が行われた。

- 有用でない情報を提供することで有用な情報が埋没し、財務諸表の理解可能性を低下させてはならないことが明確化された。また、最小限の開示要求事項が規定されている場合でも、その開示要求事項に従った情報が重要でなければ開示しないことを明確化した。
- 財務諸表の表示に係る要求事項は、特定されている項目について重要性がない場合にまで個別に表示することを求めているのではないことを明確化した。また、財務諸表に追加的に小計を表示する場合の要求事項を明確化した。
- 注記の体系的な重要性を決定するにあたり、財務諸表の理解可能性と比較可能性に与える影響を考慮することを明記した。
- 持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額の表示に関して、当期純利益にリサイクルされる項目とされない項目とに区分して表示することを明確化した。

本改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ 2014/12/25

2. 「投資企業：連結の例外規定の適用（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂）」の公表（2014年12月18日 IASB）

本改訂は、以下の4つの論点に関して規定の明確化を行っている。

- 投資企業である親会社の子会社が、他の会社の親会社でもある場合の、連結財務諸表の作成に関する例外規定の適用
- 投資企業である親会社の投資活動に関するサービスを提供する子会社の連結
- 投資企業である投資先に対する持分法の適用
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用範囲

本改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ 2014/12/24

【公開草案】

1. 公開草案「開示イニシアティブ（IAS第7号の改訂案）」の公表（2014年12月18日 IASB）

本公開草案は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における、企業の財務活動と現金及び現金同等物に関する開示の改善についての投資家の要請に対応したものである。

- キャッシュ・フロー計算書上、財務活動として分類されるキャッシュ・フローが関連する財政状態計算書における項目（資本項目を除く）について、期首残高と期末残高との調整表を開示することが提案されている。
- 企業の現金及び現金同等物の使用に関する意思決定に影響を与える経済的または法的な制限といった、企業の流動性を理解するために関連する事項があれば開示することが提案されている。

適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定される。早

期適用を認めることができる。コメントの締切りは2015年4月17日である。

あづさ監査法人の関連資料
■ IFRS ニュースフラッシュ 2014/12/25

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、
■ あづさ監査法人のウェブサイト (IFRS) へ

N 米国基準

会計基準等の公表 (FASB)

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Updates, ASU））】

- ASU第2014-18号「事業結合 (Topic 805)：事業結合における識別可能な無形資産の会計処理—非公開会社協議会のコンセンサス」(2014年12月23日 FASB)

本ASUは、事業結合等において、一部の無形資産（特定の顧客関連無形資産及び競業避止契約）については、のれんと区分して認識する必要はないとする代替的な会計処理を会計方針として選択することを非公開会社に認めるものである。

本ASUは、非公開会社に対し、のれんを10年間（または、特定の状況においては10年末満の期間）にわたって償却することを認めたとしたASU第2014-02号「のれんの会計処理」の公表（IFRS Digest 14-1の2.(1)②を参照）を受けて、米国非公開会社協議会（Private Company Council, PCC）で審議され、FASBの承認を経て公表されたものである。

非公開会社は、2015年12月16日以後に開始する会計年度において本ASUの代替的な会計処理の適用対象となる最初の取引が発生した時点で、この代替的な会計処理を会計方針として採用するか否かを決定しなければならない。この代替的な会計処理を適用する非公開会社は、ASU第2014-02号ののれんの償却についての代替的な会計処理も適用する必要がある。早期適用も認められる。

- 第2015-01号「異常損益項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」の公表 (2015年1月9日 FASB)

本ASUにより、異常損益項目の概念が廃止され、損益計算書の表示の簡素化が図られた。主な内容は以下のとおりである。

- 損益計算書における異常損益項目（性質が通例でなく、かつ、発生頻度が低い重要な項目）の区分表示及び異常損益項目に関する1株当たり情報の開示が廃止された。
- 性質が通例でない、または、発生頻度が低い項目の表示及び開示に関する規定は変更されていない。すなわち、重要性のある項目については、損益計算書において区分表示するか注記する。また、この規定は、性質が通例でなく、かつ、発生頻度が低い重要な項目にも適用されることとなった。

本ASUは、U.S. GAAPにおける「簡素化に関する取組み（Simplification Initiative）」の一環として公表されたものである。「簡素化の取組み」は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、U.S. GAAPにおいて、コストや複雑性の軽減が可能な分野を特定、評価し、改善することを目的としている。また、本ASUにより、IFRSのIAS第1号「財務諸表の表示」との整合性が図られた。

本ASUは、2015年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間から適用される。企業は、本ASUを遡及的に適用することも、将来に向かって適用することも可能である。早期適用は、年次の初めから適用することを条件に認められる。

あづさ監査法人の関連資料
■ Defining Issues 15-2 (英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

- ASU案「他の投資会社への投資に関する開示」の公表 (2014年12月4日 FASB)

本ASU案は、FASBによる会計基準のコード化体系（FASB Accounting Standards Codification, ASC）Topic 946「金融サービス—投資会社」の適用範囲に含まれ、他の投資会社への投資を保有する投資会社に対し、それらの投資に関する特定の情報の開示を義務付けるものである。本ASU案では、以下の提案がなされている。

- マスター・フィーダー契約におけるフィーダー・ファンドに対し、自身の財務諸表とともにマスター・ファンドの財務諸表を提出することを義務付ける。
- 1940年投資会社法に基づく規制対象となる投資会社に対し、報告日において、被投資ファンドが保有する投資のうち、報告企業である投資会社の純資産の5%を超えるものについて特定の情報を開示することを義務付ける。

本ASU案は将来に向かって適用され、早期適用も認められる予定である。適用日は、ASU案に寄せられたコメントを検

討した後に決定される予定である。コメントの締切りは2015年2月17日である。

あずさ監査法人の関連資料

- Defining Issues 15-3 (英語)

あずさ監査法人の関連資料

- Defining Issues 14-53 (英語)

2. ASU案「連結グループ内の資産の譲渡」、及びASU案「繰延税金の貸借対照表上の分類」の公表 (2015年1月22日 FASB)

これらのASU案は、FASBによる会計基準のコード化体系(FASB-ASC) Topic 740「法人税等」の以下の2つの論点について改訂することを提案している。

● ASU案「連結グループ内の資産の譲渡」

連結グループ内で資産が譲渡された場合、連結グループ内取引から生じる未実現損益に起因する税効果を、資産が譲渡された時点で、新たに生じた課税関係に基づき税効果を認識することが提案された(いわゆる資産負債法)。未実現損益について、その資産を保有する買手の税率等に基づき繰延税金を認識する)。現行のU.S. GAAPは、未実現損益に起因する税効果を、売手に課される税額を繰り延べる方法で認識することを要求している(いわゆる繰延法)。

本ASU案の適用にあたっては、適用日の期首剰余金に対し、過去に生じた譲渡の累積的影響額を調整すること(修正廻及修正)が提案されている。公開の営利企業については、早期適用を認めないことが提案されている。

● ASU案「繰延税金の貸借対照表上の分類」

すべての繰延税金資産・負債を、貸借対照表上、非流動区分に計上することを提案している。現行のU.S. GAAPは、繰延税金資産・負債を、発生原因となった項目の性質に基づいて流動または非流動に分類することを要求している。

本ASU案は、将来に向かって適用することが提案されている。公開の営利企業については、早期適用は認めないことが提案されている。

これらのASU案は、U.S. GAAPにおける「簡素化に関する取組み」(前述参照)の一環として公表されたものであり、IFRSのIAS第12号「法人所得税」との整合性を図ることも意図されている。

両ASU案ともに、公開の営利企業について、2016年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間から適用することが提案されている。公開草案に対するコメントの締切りは2015年5月29日である。

その他の動向

1. SECの主任会計官が米国におけるIFRSの組込方法について言及

米国証券取引委員会(SEC)のJim Schnurr主任会計官は2014年12月8日、米国公認会計士協会(AICPA)主催の「最近のSEC及びPCAOBの動向に関する2014年AICPA全国大会」(2014年12月8日)において、米国にIFRSを組み込む方法について言及した。

Schnurr氏は、米国でのIFRSへの対応が不明確であることに世界の投資家が懸念を抱いているため、近い将来にSECの委員に何らかの提案をすることを優先事項としていると言及した。その上で、IFRSを組み込む方法の例として、特定の米国の国内登録企業に対し、U.S. GAAPベースの財務情報に加えて、IFRSベースの財務情報も開示することを認める方法をあげている。現行のSEC規則においては、IFRSベースの数値は「Non-GAAP」の測定値としてGAAPの数値との調整が要求されうるため、IFRSベースの財務情報の取扱いを変更すべきか否かについても言及している。

Schnurr氏は、この例を出発点として、IFRSの組込みまたはIFRSの使用に対し取りうるアプローチと、それらに関連する問題及び懸念について、今後数カ月でSECの委員で審議を開始できればよいとの希望を述べた。

あずさ監査法人の関連資料

- Issues In-Depth (2014/12/19) (英語)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

- あずさ監査法人のウェブサイト(米国基準)へ

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当: 高田朗、島田謙子

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.